

工事監督員による中間評定の見直しについて

中間評定の位置づけ

請負業者の現場管理体制、指示・指導に対する対応等施工過程の評価を、竣工検査成績書に反映させる。

見直しのねらい

- ① 工事成績評定書に対応した評定項目を用いることによって、中間評定結果を直接竣工検査成績に反映させる。
- ② 評定を二人(監督員及び補佐又は総括)で行うことによって、精度を高め、透明性を確保する。

概要

- | |
|---|
| <p>(1) 工事評定項目</p> <ul style="list-style-type: none">・工事成績評定書に対応した評定項目 |
| <p>(2) 評定者</p> <ul style="list-style-type: none">・二人制(監督員及び補佐又は総括) |
| <p>(3) 評価期間</p> <ul style="list-style-type: none">・3ヶ月に1回 |

実施時期

- 平成17年11月から